

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和5年度第1回相模原市コンプライアンス推進委員会		
事務局 (担当課)	コンプライアンス推進課 電話042-707-7040 (直通)		
開催日時	令和5年4月24日(月) 午前10時00分～11時30分		
開催場所	相模原市役所 会議室棟2階 第3会議室		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	6人(総務局参事、コンプライアンス推進課長、他4人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度コンプライアンス推進委員会の取組について</li> <li>2 令和4年度内部統制評価報告書(案)について</li> <li>3 その他</li> </ol>		

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 令和5年度コンプライアンス推進委員会の取組について

事務局より資料1「令和5年度コンプライアンス推進委員会の取組」に基づき説明し、意見交換を行った。

(松井委員) 今年度の委員会については、WEB形式で開催したいと考えているがいかがか。

(事務局) 事務局もそのように考えている。他の委員はどうか。

(亀重委員・白澤委員) 承知した。

### 2 令和4年度内部統制評価報告書(案)について

事務局より資料2-1「令和4年度内部統制評価について」等に基づき説明し、意見交換を行った。

(松井委員) 資料2-1の10ページNo22の契約締結事務を重大な不備とするという案について、何か意見はあるか。

(亀重委員) 当該事案を重大な不備として公表することで、他の不備が矮小化されないか。例えば、No20の契約(執行伺い)事務であるが、指名競争入札とすべきところを随意契約としており、例えば、月額40万円でできるものを43万円で契約した場合、影響額は大きくなる。前回は同様の不備があり、指名競争入札を随意契約で行うということが軽んじられている。

(松井委員) 他の不備の事案の方が重大性を感じるものがあるが、No22は単純な事務処理ミスではなく、意図的に行ったことが重大な不備とする根拠であるということによいか。

(事務局) 担当職員が間違っていると認識しながら進めた事務を組織が承認している点について、組織の体制として考える必要がある。内部統制の運用という視点で見た時に、非常に重大な問題であるという考えの中で重大な不備とした。

(亀重委員) 市民に公表された時に、これが重大な不備であれば、他のことは何もないという感覚になるのではないか。

(松井委員) 他の事案は担当者に認識がなかったのか。

(事務局) すべて知識不足や失念等が原因である。

(白澤委員) 9ページのNo18、No19は共通物品に規定されたものや総括調達

物品に該当するものを各課調達したものであるが、重複して調達し、余ったものはどうしたのか。

(事務局) 重複調達はしていない。本来、契約課がまとめて購入すべき共通物品や総括調達物品に該当する物品について、各課で購入してしまったものである。

(白澤委員) 調達した物品は無駄にならなかったのか。

(事務局) そのとおりである。

(松井委員) 重大な不備とするかどうかについて、本委員会で決定するのか。

(事務局) 本委員会の意見も踏まえ、今後、内部の会議へ諮り、決定する。

(松井委員) 他の事案との要件の妥当性が明確であることが必要である。他の金額が大きな事案が重大ではないと判断され、金額が小さい事案が重大な不備と指摘される恐れもある。認識していても行ってしまったということを根拠に重大な事案としたことはひとつの見解である。

(松井委員) 重大な不備の定義の具体化について、今後の進め方について何かあるか。

(亀重委員) No 2 2 の事案については、現在の運用上の重大な不備の定義のどこに該当するか。

(松井委員) No 2 2 の事案は、運用上の重大な不備であるが、過去5年間に複数回発生している不備の再発事案ではない。社会的影響が大きいということによって重大な不備としたものと理解をした。

(事務局) 金額も重大な不備か否かの判断にあたり、ひとつの材料ではあるが、今回の重大な不備と判断した事案は、意図的に不正に行ったことについて、社会的影響があったと判断したものである。

(松井委員) 質的な判断をしたということである。

(亀重委員) 社会的影響とは少し違い、職員の倫理観や働く体質だと感じる。

(白澤委員) 落ち度の大きさはどこに入るのか。

(松井委員) 社会的影響に含まれるのではないか。意図的であったということも社会的の中で読んでいると理解している。

(白澤委員) 不備の再発が繰り返されるのを防ぐというのも社会的影響に含まれるのか。

(松井委員) まさに、重大な不備とは何であるかを具体化する基準になってくると考える。他市の基準も参考に相模原市の基準を設定した方がよい。

(事務局) 政令市の重大な不備についての具体的な指標は、本市のように総合的判断に基づいている市、金額や報道提供の有無等の項目の中で一定数以上該当した場合に重大な不備か否かを審議すると定めている市もある。今後、本市として適切な目安、指標を検討していきたい。

(松井委員) 総合的に判断する相模原市の考え方もある一方、厳格な基準を設け、その基準でフィルターがかかるかどうかとする方がよいか。

(亀重委員) 金額やその時の職員の感覚で判断が変わるのはよくない。金額の基準を決め、社会的影響は、複数項目の判断しやすい基準を設定し、誰でも同じような判断ができる仕組みを設定するのが良いと考える。

(白澤委員) 市民は金額により判断する可能性が高いため、金額の基準は設定した方がよい。質的な部分は、個々の判断になるのではないか。

(松井委員) 政令市だけでなく、都道府県についても可能な範囲で確認し、具体的な基準設定に向け、事務局案を取りまとめてもらいたい。

(事務局) 承知した。

(松井委員) 内部統制評価報告書(案)について、何か質問はあるか。

(亀重委員・白澤委員) 特になし。

(松井委員) 事務局から他に何かあるか。

(事務局) 前回の本委員会で意見をいただいた、『相模原市組織運営の改善に向けた取組方針』の取組結果の公表について報告をする。

事務局より資料「『相模原市組織運営の改善に向けた取組方針』～3年間の取組結果について～(案)」に基づき報告を行った。

(事務局) 取組方針の取組結果の報告・公表はこれで終了となる。引き続き、所管課が取組を着実に実施・運用し、必要に応じて、進捗状況を本委員会で報告させていただく。

(松井委員) 承知した。

### 3 その他

特になし。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を白澤委員とする。

次回開催日程については、1月中旬を予定しているが、1月までの間に必要に応じて、臨時開催することとした。

以上

## コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	白澤 章子	弁護士	委員長代理	出席
3	亀重 恵美子	税理士		出席